

小名浜港フェーズ別高潮・暴風対応計画

1. 小名浜港フェーズ別高潮・暴風対応計画について

- フェーズ別高潮・暴風対応計画（以下、「対応計画」という。）は、関係者が迅速かつ円滑な防災行動を効果的・効率的に行うための判断の参考として活用するツールである。
- 本対応計画は、警報級の現象が予想される台風等の接近により、小名浜港において想定される標準的な防災行動項目を列記したものである。
- 一方で、関係者は、台風等の状況によって時間軸や災害外力が変化するという認識の下、台風等の進路・強さ・速度・接近時間帯等個々の気象状況や、浸水の発生の可能性の有無、港内の活動状況等を総合的に勘案し、その都度、防災行動の内容や実施のタイミングについて各実施主体が責任を持って判断し、柔軟に対応する必要がある。
- 本対応計画は、現時点までの検討結果をとりまとめたものであり、今後の訓練等の実施のほか、実際の台風来襲時に対応計画が十分に機能していたかを検証し、その結果に基づき、必要に応じて見直しを行うこと等により、適宜改善を図ることとする。

2. 港湾管理者の対応（福島県）

防災情報	フェーズ	時間目安	情報収集	体制	対策	国・ターミナル関係者等への対応等
・警報級の現象が予想される台風等の発生	フェーズ① 準備・実施段階	-120h (5日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 (随時、上記行動を実施)	・体制の確認 ・災害対応人員の確認(夜間の参集行動確認含む)	・工事受注者・保有船への対策準備指示 ・水防資機材、パトロール車等の点検 ・維持委託業者への連絡確認(体制・資機材等) ・観測システムの動作確認	・事前対策準備の注意喚起
		-72h (3日前)				
・強風注意報発表 ・高潮注意報発表 ・波浪注意報発表	フェーズ② 対応確認段階	-48h (2日前) ～ -24h (1日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 (随時、上記行動を実施)	・防災担当職員の待機・参集の再確認 ・一般職員への情報周知(一般職員への交通機関の運休情報の通知等)	・通信システム、情報連絡網の再点検 ・工事受注者・保有船への対策実施指示 ・工事受注者・保有船への対策状況の確認	・事前対策実施の注意喚起 ・必要に応じてコンテナ固縛や段落とし、荷役車両の退避を指示
・暴風警報発表 ・高潮警報発表 ・波浪警報発表 ・特別警報発表	フェーズ③ 行動完了段階	-12h ～ -6h	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 ・関係機関との情報連携 (随時、上記行動を実施)	・地方水防本部設置又は警戒配備体制	・パトロール(施設の監視・巡視)の実施 ・現状の把握、被害状況の確認 ・応急対応の実施 ・災害発生箇所の侵入禁止措置(迂回路の確保含む)、関係機関への周知	・対策完了の確認
		台風接近時 (高潮・暴風発生)	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 ・関係機関との情報連携	・災害協定等の協力機関への体制確認 ・第2配備体制への移行を見据えた人員確保の確認(状況に応じて移行)		
・警報解除 ・体勢解除	台風等通過後の対応 (高潮・暴風収束)		・被害状況、被害額の情報共有	・災害協定による支援の検討及び要請 ・応急措置後の連絡体系の確認 ・地方水防本部又は警戒配備体制の解散	・被害状況、被害額の確認 ・応急対応の実施と確認 ・災害発生箇所の侵入禁止措置の解除、関係機関への周知	・被害状況のヒアリング

※1 本行動計画は台風等の接近に際し、小名浜港における標準的な行動計画を列記したものであり、気象状況、発生や接近時刻等によって対策や行動するタイミングを判断する。

※2 気象台の注意報・警報の発令は必ずしも本計画の「時間目安」のタイミングで発令されるとは限らず、台風の進路や速度などの状況によって前後する。

3. 国の対応（小名浜港湾事務所）

防災情報※1	フェーズ	時間目安※2	情報収集	体制	対策	港湾管理者等への対応等
・警報級の現象が予想される台風等の発生	フェーズ① 準備・実施段階	-120h (5日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 ・波浪推算情報の収集 ・浸水規模の想定 (随時、上記行動を実施)	・体勢の構築・確認※3 ・災害対応人員の確認(夜間の参集行動確認含む)※3	・災害時使用資機材の確認	
		-72h (3日前)				
		-48h (2日前)				
・強風注意報発表 ・高潮注意報発表 ・波浪注意報発表	フェーズ② 対応確認段階	-24h～-12h (1～半日前)		・関係機関の担当職員等への情報収集体制の確認 ・一般職員への情報周知	・直轄工事受注者へ注意喚起(第1体制発令後)※4 ・直轄工事受注者の対策行動確認(第2体制発令後)※4	
・暴風警報発表 ・高潮警報発表 ・波浪警報発表 ・特別警報発表	フェーズ③ 行動完了段階	-12h～-6h				
・警報解除 ・体勢解除	台風等通過後の対応 (高潮・暴風収束)			・必要に応じて協定団体への出動要請	・施設点検(目視)等	

※1 注意報・警報の発表等だけではなく、危険度を色分けした時系列や府県気象情報、作業に要する時間等も勘案し、各実施主体が適切に行動開始のタイミングを判断する。

※2 防災行動を開始する時間目安であり、変更もありうる。特に、猛烈な台風や夜間に警報級の現象が予想されている場合などは適宜防災行動を繰り上げる(各種注意報・警報の発表や体制発令の時間目安を示すものではない)。

※3 高潮警報が発令され、越波による浸水被害の発生または発生の恐れがある場合

※4 海上保安部による体制発令